

日独防共協定像の再構成（三・完）

——ドイツ側の政治過程を中心に——

田嶋信雄

目次

はじめに

第一節 政治的利害関係の配置

第二節 始動 (以上前号)

第三節 沈潜

第四節 活性化

おわりに (以上本号)

第三節 沈潜

以上分析してきたように、日独協定を巡る交渉は一九三五年末に於ける政治情勢の変動により袋小路に陥るが、以後の「沈潜期」は、日本側での二・二六事件（一九三六年二月）と、ドイツ側でのラインラント進駐（同年三月）による影響を受けつつ、一九三六年七月まで続く事となる。この期間、ドイツ側では、日独防共協定を巡る各政策参画者の間での政治的かけ引きが、水面下で、静かに、しかし激しく闘われる有様となつた。

既に述べたように、東京駐在ドイツ陸軍武官オットは、日本の軍拡状況がソ連に比し不十分であるという認識か

ら、リッペントロップ＝カナーリス＝大島交渉に対し否定的な態度を維持したが、一九三六年が明けた後も、例え
ば一月一五日、国防省宛てに電報を送り、「外蒙に関する日本参謀本部の広範な諸計画」に鑑み、ベルリンでの交
渉は「可能な限り慎重に」扱うよう国防軍の注意を喚起していた。⁽¹⁾

しかし、このようなオットの判断を承知しつつも、東京では、駐日大使デイルクセンが、日独交渉の存在を知つ
て以降、極めて積極的な日独交渉推進論者として行動する事となる。即ち、「この非常に錯綜した事案にいかに自
分が介入し得るか」という問題を長い間熟考⁽²⁾していたデイルクセンは、「現場の責任ある官吏として発言の機会を
得るのが非常に重要」と思い込み、一月一日、「独日の軍事的・政治的協力の可能性に関する覚え書」と題する長
文の政治報告を本国の外務省に送付したのである。そこで論点は多岐にわたるが、まず日本の国際政治上の立場
に関し次のように述べる。「日本は、世界観の上でも、様々な政治的側面でも、ソ連邦と深く対立している唯一の
大国であり、しかも、自己の軍事的力量が十分と判断した暁には、ただちに軍事力によってかかる諸対立に決着を
つけんとする決意を有していると思われる。」従つて、「ドイツの政治家は誰であれ……日本との連合形成を通じ
て、ドイツに対する大國ロシアの圧力を軽減しようと試みざるを得ない」とされるのである。

更にデイルクセンは、日独協定に対し予想されるソ連、フランス、イタリア及びアメリカ合衆国の態度に言及し
たのち、日独接近を考慮する際に重要なファクターとなるイギリスの政策につき次のとき判断を提示する。「イ
ギリスは長期にわたってイタリアと鋭く対峙する事となる。イギリスの対仏関係は、「悪化するとは言わぬまで
も」少なくとも容易に冷却化するであろう。」以上のとき判断に立つてデイルクセンは将来のイギリス外交政策
を次のように展望する。「そうなると、崩壊に向かう既存の同盟関係に代えて、新たな、持久力ある同盟関係への
期待が登場しよう。それにより、独日連合への「イギリスの」参入意欲が与えられるであろう。」かくして、たと
え日独協定へのイギリスの直接参加には至らずとも、「ドイツにとつても——そして恐らく日本とイギリスにとつ

ても——独日英連合が疑いもなく政治配置の理想形態となろう。」

又、以上のことを考慮を描くとしても、ディルクセンにとって、「リッペントロップとカナーリスという二人のドイツ高官によるドイツの公的イニシアチヴ」はもはや否定する事が不可能なのであった。「Aと言う者はBと言わなければならぬ。」

しかしディルクセンは、以上の認識を書式で本省に伝えるだけでは満足することがなかつた。即ち、彼は、「ベルリンの管轄省庁が、進行中の交渉に関し、ベルリンで個人的に私と相談し、私の鑑定を詳細に聴取したいと希望するには、当然であるばかりか、ほとんど不可避でさえありうる」と勝手に判断し、一九三六年七月に予定していた休暇のための一時帰国を四月上旬に繰り上げたいとの希望を本省に伝え、ベルリンで自ら日独提携論を積極的に推進する意欲を示したのである。⁽²⁾

以上のディルクセンの議論が、「イギリスはイタリアの紛争を間もなく清算し、その後ドイツないし日本に全面的な圧力を加えて来るであろう」「日本人は我々に何物をも与えることが出来ない」とする前述のノイラートの主張と全く相入れない事は明らかであろう。事実、二月上旬にこのディルクセンの報告を受け取った外務省首脳は、この報告に次のようなコメントを加えていたのである。「ディルクセンの議論は全く邪道である。彼の帰国は、健康上不可避でない限り、現時点では望ましくない。」(ノイラート)「私も〔ディルクセンの〕報告の大部分、とりわけ独日英協力の可能性については、誤りと考える。」(ディーアホーフ Hans Heinrich Dieckhoff 外務省政務局長)⁽³⁾これを受けて外務次官ビューローは二月一五日にディルクセンに書簡を送り、リッペントロップ及びカナーリスの交渉は「いつでも否認し得る」との判断を示すと共に、ディルクセンに対し、「日本人の前でこの交渉の加担者として登場しないよう」厳しく警告を発するのである。⁽⁴⁾しかし、この警告の効果はともかく、ドイツ外務省は、以上のように、その内部にやっかいな日独協定推進派を抱えるに至つた。

一方、「いつでも否認し得る」と言われたカナーリスは、だが、この間も、自らの反共防諜網を着々と広げつつあった。彼は先ず一月一三日午後、前年一一月に共産主義者の蜂起を経験していたブラジルの防諜責任者と会談し、「共産主義との闘争」に関し協議を行なつたほか、二月五日、駐独ポーランド大使リップスキ (Joséf Lipski) とも会談し、「軍事情報活動の分野でポーランド軍事情報当局と密接な協力関係に入りたい」旨の希望を伝えていたのである。しかもその際にカナーリスは、「もしポーランド側でかかる協力への関心が存在するとすれば、先ずドイツ及びポーランドに拘留されている軍事情報要員の大規模な交換の可能性につき合意することで、ひと先ず過去を清算する事が望ましいだろう」と述べ、この問題に本格的に取り組む姿勢を示したのである。⁽⁷⁾

かかる展開を踏まえカナーリスは二月に「三軍の秘密情報活動に関する一九三六年度業務基本方針」なる計画を作成した。そこでは防諜活動に関する三軍の密接な協力、私的貿易会社を装つたスペイ組織の設置、防諜担当者會議・防諜研修会の開催、外務省在外各代表部との協力等、多岐の方針が示されたが、先の防諜網の関連では、次のように述べられていた。「既に着手された方法により、『戦略的活動』、『即ち』より広範な地域に対する秘密情報業務の拡大強化を体系的に前進させなければならない。」そこではハンガリー、フィンランドとの情報交換活動の拡大強化、イタリアとの情報交換活動の再建、スウェーデンとの情報交換活動の追求、エストニアからの情報購入、東欧圏のドイツ系小数民族領域での情報活動などが目指されたが、日本に関しては次のように述べられていた。「日本との情報交換活動を促進しなければならない。その活動は、単にロシアのみならず他の諸国にも向けられなければならない。⁽⁸⁾」ここで「他の諸国」がどのような國々を指しているのかは明らかではないが、いずれにせよこの方針は、カナーリスが日本の防諜活動能力を極めて高く評価していた事を示している。日本陸軍は、ベルリンに於ける大島とカナーリスの個人的情報交換と併行する形で、既に前年（一九三五年）末、日本陸軍訪独団接受の対価としてドイツ側に、軍需上の新技術提供などと共に、「ロシア陸軍に関する知見」の提供をも行なう姿勢を示し

ていたが、カナーリスは、以上のように端緒的に開始されていた日独両軍の情報交換をより体系化する事を日指す事となつたのである。かかるカナーリスの政治的意図は、いづれ、日独防共協定第一条（「締結国は共産『インターナショナル』の活動に関する情報の交換（Nachrichtenaustausch）並に共産『インターナショナル』に対する啓発及び防衛の措置（Abwehrmaßnahmen）に付き緊密に協力すべし。」）に反映することとなる。⁽⁹⁾

ところが、この間、日独軍事協定締結の噂は、世界のマスコミで断続的に報道され、日独軍事協定構想を拒否するドイツ国防軍内部に深刻な動搖を惹起せしめた。例えば、ロンドンの『モーニング・ポスト』紙は一月二〇日、「独日間の軍事協定が一月四日東京で調印された」という——それ自体は正しくない——報道を行なつていたが、その記事に関し一月二四日にドイツ駐在アメリカ合衆国陸軍武官スマス（Smith）少佐に質された陸軍参謀本部ペッペンハイム（Papenhein）少佐は、事態の深刻さ故に恐慌に陥つた。即ちこの時ペッペンハイムは、「とても無顧着とは言えない態度」で対応し、スマスの質問は「非常に深刻な事項」であるが故に「公式回答を行なう前に上官の了解を取り付けなければならない」との姿勢を示したのである。と同時にペッペンハイムは、「非公式」と断つた上で、しかしはっきりと、「日本はそのような同盟を望んでゐる」、「この問題は最近ベルリンの日本代表者により非常に強い調子（sogar drückend）で提起されている」事を認めたのである。加えてペッペンハイムは、個人的見解として、「この話はすべてナンセンスであり、現時点では〔日独〕軍事同盟の確固とした基盤は存在しない」と主張していた。

この問題は、以後、国防軍内部で深刻な波紋を呼び起しした。即ち、五日後の一月二九日、スマスは公式回答のために再びドイツ国防省に呼び出されたが、その時は回答を与えるペッペンハイムの他に、国防軍内の日独協定反

対派の急先鋒であり、リッペントロップ・ブリカナーリス・大島交渉に「激しい抵抗」を行なつてゐた参謀本部第三課長・ショットウルプナー・ゲル大佐が終始無言で座り、事態を凝視する有様となつたのである。ペッペンハイムは先づ「[スマスの]質問は軍事問題と共に政治問題を提起し、案件は總統の意向を確かめなければならなかつたため、回答が遅れるのは不可避であつた」と理解を求めたのち、公式回答として次のように述べた。この回答は、「政府」という言葉を「国防軍」に置き換えれば、そのまま彼らの苦しい公式的立場を示してゐると言えよう。

一、この問題は本質的に政治問題であり、外務省のみが扱い得る。

二、しかしながら、ロンドン『モーニング・ポスト』紙の特派員記事が「軍事同盟」を示唆しているので、国防省は、この問題に関する政府の立場を関係国武官に伝えても差し支えないと考へる。

三、その立場は以下の通り。

- (a) ロンドン『モーニング・ポスト』紙の報道は誤りである。
- (b) ドイツ政府はこの問題に何らの重要性をも与えていない。
- (c) 日本外務省のスポーツマンが東京で「報道を」否定しているので、ドイツ政府は、ベルリン側でのそのような否定の必要性を認めない。

この声明のポイントは次のとくであろう。一、この問題を日独協定反対派たる外務省の管轄とする事によつて、軍事問題からのリッベントロップの影響力排除を期待する。これは、先に見た一九三五年末のヒトラーの「命令」とも都合よく合致する。⁽¹²⁾二、軍事問題が争われている事は否定し得ないが、『モーニング・ポスト』の記事それが自体は實際誤りなので、その限りではつきりと否定する。三、ドイツ国防軍がこの問題に冷淡である事を示す。

実際、このドイツ国防軍の言明は、内部での苦渋に満ちた検討を経て作成されたものであつたろう。この回答を得たスマスも、次のようなコメントを報告に付していたのである。「この否定回答の、むしろ奇妙な言葉使いに注意を喚起したい。それは明らかに、ドイツ高官達による注意深い検討のうちに作成されている。⁽¹³⁾」

このようなドイツ国防軍の態度の背景には、クライン＝国防軍の対中計画の進展という事態が存在していた。即ち、パッパンハイムとスマスが会談した同じ一月二十四日、ヒトラー、ブロンベルク、ノイラートが、中国での交渉を終えて帰国したクラインの報告を聞いたのを始め、一月下旬、中国政府訪独団が到着し、二十四日にゼーグト、二十五日にブロンベルク、二七日にヒトラー、二八日にシャハトと会談し⁽¹⁵⁾、以後ベルリンで独中協定の細目に関する交渉を行なう事となるのである。これを受けて国防省国防経済局長トーマスは二月二八日、三軍の最高指令長官宛てに書簡を送り、「中国人は近代兵器の大規模な購入を予定しているので、現在国防軍に導入されている兵器の製造過程を十分に見学させよう」要請すると共に⁽¹⁶⁾、国防相ブロンベルクも、国防省の様々な部局に「非常に広範なクライン・プロジェクトをあらゆる方法で促進せよ」との指令を発するに至る。⁽¹⁷⁾ここには、約半年前、大島提案に「非常に大きな関心」を示し、ハックに対し「出来るだけ早くリップトンロップと協議するよう要請」していたかつてのブロンベルクの面影は、もはや一切存在しないと言つて良からう。⁽¹⁸⁾

以上のことを背景に、四月八日、一億ライヒスマルクに及ぶ借款を主な内容とした独中協定が成立を見るに至る。⁽¹⁹⁾以後ドイツ政府内部では、(一)この協定の実施過程の視察を目的とするライヘナウ(元国防軍総局長)の訪中計画と、(二)休暇のための駐日大使ディルクセン及び駐華大使トラウトマンの帰国、を契機として、極東政策を巡る様々な論争が闘われる事となつた。

先ず、ドイツ国防省内部で終始独中協定の推進者となり、一九三五年一〇月に第七軍管区(ミュンヘン)師団長に転出後もこの協定交渉に関わり続けたライヘナウが、ドイツ国防軍の親中姿勢を明示する事も兼ね、五月下旬に

中国訪問の途につく事となり、日独協定推進論にも波紋を投げかける事となつた。この訪中計画を外務省に伝えるため五月四日に外務次官ビューローを訪問したライヘナウは、旅行の「主要課題」として、「蒋介石との関係を発展させ、「独中」双方の諸目的に關し彼と協議する事」を挙げ、加えて、「基本的には軍需品と兵器工場」からなる中国の発注に対し「シャハト国務相が一億〔ライヒスマルク〕のクレジットを用意した」と告げたのである。更にライヘナウは、「ドイツによる中国の軍拡は「ドイツ国防軍にとって」長期的な優先順位」を有していると語り、従つて、この優先順位は「独日接近とは両立しない」と主張したのである。ライヘナウによれば、當時ブロンベルクも、次のように語っていたのであった。「日本への接近は全く問題にならない。リッペントロップ氏の日本との交渉は中止された。」

このライヘナウの主張に対し、ドイツ国防軍のやみくもな対中接近論を危惧していた外務省・ビューローは、獨中協定に關し様々な具体的な疑惑を挙げて批判したのち、「用意された資金は恐らく大部分無駄になるだろう」と主張し、国防軍の親中路線に明らさまな不快感を示したのである。加えてビューローは、日独協定論に關して述べ、「国防軍も、独日交渉に際し、非常に強く関与したではないか」と主張し、日独交渉に於ける国防省防諜局長カナーリスの積極的役割に關し、ライヘナウに痛烈な皮肉を投げかけたのである。⁽²⁰⁾

以上のごとき会談は、極東政策に關する当時の国防軍、外務省、リッペントロップ＝カナーリスの間での極めて錯綜した関係を示しており興味深いが、ビューローのカナーリスに対する皮肉は特に重要である。即ちそれは、当時のドイツ国防軍が、その中枢にカナーリス・防諜局という積極的な日独協定推進派を抱えた事により、總体として「日独協定反対派としての政策的圧力能力を低下させていた事を暗示するものに他ならなかつたのである。

この五月四日のビューロー＝ライヘナウ会談で更に注目すべきは、ビューローが「我が省の大使〔ディルクセン〕の見解によれば、この「日独」交渉の中止は全く不可能」と語り、加えて、當時病氣療養を口実に外務省本省の反

対を押し切り帰国の途にあつたディルクセンと会談するようライヘナウに提案しているのである。即ちビューローは、日独協定推進派たるディルクセンと、独中提携派＝日独協定反対派たるライヘナウを会談させる事により、自己を「中立」的立場ないし「高見の見物」的立場に置きつつ、あわよくば相互の「急進派」の主張の相殺を——や自棄的にではあれ——期待したのである。⁽²¹⁾

この頃、ライヘナウの訪中計画を受けて、国防相プロンベルクは、親中路線の貫徹に全力を傾注していた。彼は先ず五月六日、三軍に命令出し、「中国国民政府がドイツ軍需産業に要求している供給を、ドイツ「国防軍」の物資調達計画に編入せよ」と指示すると共に、⁽²²⁾同日、在華軍事顧問団長ファルケンハウゼンに書簡を送り、「總統の完全な了解のもとに」ライヘナウを約三ヶ月間訪中させると伝え、「我が「独中」関係の更なる強化」のため「全力で我々の諸計画を促進するよう」求めたのである。⁽²³⁾

次いで国防省・プロンベルクは、親日路線、とりわけ日独軍事協定構想を抑制するため、五月一二日、国防省外國局長シエラーを通じ、三軍指導部及び国防省国防経済局・トーマスに対し、「極東に於ける権力要因としての日本」と題するレポートの提出を命令したのである。この命令は独中提携論・日独協定反対論の「理論武装」を目的としていたと言えるが、その際提出〆切を一週間後の五月一九日としていた事は、明らかにライヘナウの訪中（五月下旬）を前提とした上でのことと思われる。しかし、更に注目すべきは、このレポート提出命令が、三軍及び国防経済局にのみ発せられており、他方で、国防省内に於いて日本及び極東政策に重要な利害を有していた防諜局・カナーリスには要請がなされていないという点である。防諜局・カナーリスは、その本務の性質上極東軍事情勢に通じているのみならず、防諜活動領域での「極東に於ける権力要因としての日本」についても充分に知悉していた筈である。この防諜局へのレポート提出要求を回避したという事は、国防省・プロンベルクが、カナーリス＝日独協定推進派の主張を忌避し、親中派に有利な情報を選択的に欲していた事を示していると言えよう。

このプロンベルクの要請に対し五月一五日、国防経済局・トーマスは「日本の国防経済情勢」と題する報告を起草し、一、原料・食糧状況、二、軍需産業、三、交通手段、四、財政状態、について検討したのち、次のように結論を下していた。「日本は、単に中国に対しても、のみ積極的な經濟戦争上の措置を取る事が可能な状態にある。⁽²⁴⁾」又、空軍も、一、航空戦力、二、航空産業及び装備、三、教育、四、地上組織、五、航空網、などを検討したのち、五月一八日、極東ソ連空軍との関係に関して、次のように主張した。「[極東ソ連空軍の]脅威は、日本の航空戦力を釣付けにし得る状態にある。更に、ロシアは、短期間のうちに西部から多数の編隊を極東に召集し得る状態にある。⁽²⁵⁾」次いで五月一九日、海軍も報告を起草し、先ず、一、軍事・経済目的のためのシーレーンの確保、二、原料状況、について詳細に分析したのち、極東ソ連海軍との関係では次のように述べていた。「日ソ戦争の場合、軍事・経済目的のためのシーレーン確保に関しては、日本の展望は全く有利であると看做さなければならぬ。」「しかし」日ソ戦争の總体としての展望に関する最終的考察をするとすれば、「それは、[海軍ではなく]陸軍と空軍が、地上に於ける双方の軍事的勝利の可能性をいかに評価するかにかかっている。」**〔強調原文〕**更に、英米との関係では次のように判断されている。「両アシグロサクソン国家が共同で行動する場合には、長期戦になれば、日本は、経済上のシーレーンのほぼ完全な遮断により、敗北に追い込まれよう。⁽²⁶⁾」

しかし庄巻は陸軍参謀本部の一五頁にわたる詳細な報告であった。参謀本部第三課長シュトルプナーゲルは、参謀総長ベックの承認を得たのち、五月一六日、その報告を国防省外國局長シエラーに提出したのである。そこで一、ロシア極東軍との比較に於ける日本陸軍、二、大陸での日本陸軍の戦闘に関する戦略的展望、三、戦争経済上の基盤、四、内政状態、五、外交政策上の状態、について詳細に分析したのち、次のような結論を下しているのである。「日ソ戦争がヨーロッパに於けるソ連の権力政治上の立場に決定的な影響を与えるとは決して考えられない。むしろ日ソ戦争は、ヨーロッパに於ける日本の同盟国をイギリス及びアメリカとの重大な紛争に巻き込むで

あらう。」〔強調原文⁽²⁷⁾〕

五月二十五日、国防省外國局長シェラーは、以上のごとき陸・海・空軍及び国防經濟局の分析を自ら六頁の報告に要約して国防軍総局長カイテルに七部提出したが、そこでの結論は、右の陸軍參謀本部・シュトゥルブナーゲルの結論を、強調を含めそのまま引き写したものであつた。⁽²⁸⁾ この結論は、日独軍事同盟を締結した場合、日ソ戦争が勃発すればドイツはイギリス及びアメリカとの軍事的紛争状態に陥るとの危惧を深刻に表明したものであり、日独協定交渉に関し、イデオロギー上の「防共協定」は甘受する場合があるとしても、日独軍事協定だけは全力で阻止せんとするドイツ国防軍の決意を再確認したものに他ならなかつたのである。事実、プロンベルクは、この報告を受けて、当時のドイツ他の政策参画者に対し、積極的に日独接近への疑念を主張する事となつた。例えばシェラーがカイテルに報告を提出した二日後の五月二七日、プロンベルクは、航空相ゲーリング (Hermann Göring)、経済相・国立銀行總裁シャハト、財務相クローネク (Lutz Graf Schwerin von Krosigk)、ブロイセン財務相ボーピツ (Johannes Popitz) のが出席する原料及び外国為替に関する會議で発言し、「日本への接近については慎重な行動が必要である。以下のところ満州国を承認すれば、クライン氏により中国で進行中の諸計画に壊滅的な打撃を与えるであろう」「日本は軍事的、権力要因としては問題が多い」と主張していたのである。これに対しシャハトも、「クライン氏は中国から食糧【の輸入】を期待しているので、私は常に彼の努力を支援して来た」と語り、国防軍の路線への同調を示したのである。⁽²⁹⁾

ところで、駐日大使ディルクセンは、五月半ば、病氣療養を理由に帰国していた。彼は既に三月二三日、「リッペントロップとカナーリスの交渉は」いつでも否認し得る」とするビューローの見解に「私は同意出来ない」と主張し、次のように述べていた。「外務省と国防省の高官「リッペントロップとカナーリス」が——しかも両者が共同で——相手方の同様な公人「大島」と、かくも重大な問題で歩み寄つてるのであるから、結局これ以上公的

な性格をもつものはない。」加えてディルクセンは、「自分の意見が」ベルリンの風景には合致しないと自覚しながらも、否、それ故にこそ「近い将来、〔ビューローと〕この問題に関し口頭で協議したい」と述べ、ベルリンでの親日論の推進に意欲を燃やしていたのである。⁽³⁰⁾

ディルクセンは先ず五月一九日、プロンベルクと会談し、独中協定及びライヘナウの旅行が「既成事実」であり、しかもこれら問題が「[自らの]直接の管轄領域には属さない」としながらも、「[そこから生じる]独日関係への負担を最小限に制限するよう」プロンベルクに要請し、そのための方法として、一、ライヘナウは中国のみならず日本をも訪問する、二、ドイツの中国での諸計画が公になる前に適時それらを日本側に通知する、の二点を提案した。これに対しプロンベルクは、二の日本への通告には一応賛意を示しながらも、一のライヘナウの日本訪問に関しては「ライヘナウ将軍は蒋介石に対する私の個人的な信任者として旅行する」と述べ、明らさまな難色を示した。⁽³¹⁾

更にディルクセンは五月二十四日、當時出張中であったライヘナウに書簡を送り、「[独中]協定と貴下の〔中国〕旅行は我が國の対日関係への重大な負担を意味する」「日本に対する有害な影響を最小限に制限する事がドイツの政治的利益にとって必要である」と主張し、更に次のようにライヘナウに泣き付いていた。「貴下の日本旅行を実現するため可能な限りの事をして下さい。我が國の対日関係への重大な悪影響を回避するためには、貴下「の日本訪問」が唯一かつ非常に有効な手段であると私には思われます。」⁽³²⁾

しかし、ディルクセンのかかる要請に対し、ライヘナウは何ら耳を貸す事がなかつた。即ち、五月二十五日頃に外務省政務局長ディーエクホーフ及び参謀総長ベックと会談したライヘナウは「私が日本を旅行してもほとんど役に立たないし、かえつて中国で深刻な不快感を呼び起こすだけだ」と述べていたのである。⁽³³⁾

一方、この頃、ディルクセンの帰国と重なる形で、駐華大使トラウトマンも帰国し、各政策参画者に対し、日独

協定が独中関係に及ぼす悪影響に關し説いて回る事となつた。先ず彼は六月九日、ヒトラーと会談したのち、リッペントロップを訪問する。しかしこの会談では——恐らくリッペントロップが忌避したため——「詳細な協議」には至らず、トラウトマンはそれに代えてリッペントロップ宛てに一通の覚え書を送付したのである。その中でトラウトマンは、独中協定や軍事顧問団の行動を基礎とした独中の友好的関係、日本の対ソ・対中態度、満州国問題、イギリスの極東政策などに言及する中で、ソ連の極東軍事力に關し、次のように述べていた。「もしヨーロッパで紛争が勃発した場合、日本との了解があつたとしても、我々の軍事的負担がそれほど輕減されるか否かは疑わしい。」「ロシア極東軍はほぼ自立した戦力に發展しており、防衛目的のためにも充分な力を持つている。」ここでのトラウトマンの議論が、「日ソ戦争はヨーロッパに於けるソ連の権力政治上の立場に決定的な影響を与えるとは決して考えられない」という。ドイツ国防軍の立場と極めて類似しているのは注目に値する。この間国防軍からトラウトマンへの働きかけが行なわれていたとしても怪しむには足らないであろう。いずれにせよトラウトマンは、以上の議論を踏まえ、リッペントロップにはつきりと主張したのである。「あらゆる側面から考へても我々は次のようない結論に至る。即ち、ドイツは、東アジアに於いて、[日独協定の]ごとき」一方的な政策を推進してはならないといふ事である。⁽³⁴⁾

以上のようにトラウトマンがヒトラーに面会し、かつリッペントロップに覚え書を起草していた同じ六月九日、駐日本大使武者小路公共が、長期の日本滞在後の帰任の挨拶も兼ね、ヒトラーと会談していた。この席で武者小路は、「日本はドイツ及びドイツ總統に対し、精神的に類似した國家として非常に大きなシンペシーを有しており、ドイツとの非常に緊密な協力を望んでいた」と述べ、日独協力への意欲を示した。これに対しヒトラーは、次のように述べた。「私は以前より共産主義との仮借なき闘争の中にヨーロッパの唯一の救済を見出している。もし共産主義の打倒に成功せず、共産主義思想が全ヨーロッパに定着するならば、ヨーロッパは、一八〇〇年前の古代世界

のうちに、没落に甘んじることとなる。因みに、ここで注目すべきは、ヒトラーが続けて次のように述べている点である。「ちょうどイギリスから帰国したリッペントロップ氏の報告から判断するならば、イギリスでも、この「ボルシェヴィズム」という危険に対する理解が広がっている。」ここでいうリッペントロップの報告の内容は知られていないが、いずれにせよ以上の事は、リッペントロップが自らの構想に都合のよい情勢判断をヒトラーに報告し、しかもヒトラーがそれを受け入れるという偏った情報伝達システムが作動していた事を示していると言えよう。⁽³⁵⁾
さて、以上のように、武者小路はヒトラーとの会談で日独協力への意欲を示したが、当時、ベルリン駐在日本大使館では、ドイツの対中政策に対する一定の疑惑が広がっていた。というのも、この間、ディルクセンが、独中協定に關するありうべき「情報漏洩」により日独関係が緊張する可能性を恐れ、外務省首脳の許可を得る事なく独断で、武者小路に対し、「内密に」、「クライインの〔対中〕事業の概略」を伝えていたからである。ただし、さすがのディルクセンも、この時は、独中協定の軍事的性格に關しては日本側に伝達し得ず、単に「〔独中協定の〕目的は、原料、とりわけタンクステンと落花生をドイツに確保する事である」と述べるにとどまった。

とはいき、一億ライヒスマルクに及ぶ借款という内容のみでもこの協定は日本側を刺激するに充分であった。実際、六月一二日、日本大使館參事官井上庚二郎がドイツ外務省政務局歐州外諸國部長エールトマンスドルフ (Otto von Erdmannsdorff) を訪れ、次のように主張していた。「日本政府は、中国に於ける〔第三国の〕純粹に經濟的な事業には反対しない。しかし日本政府は、借款や大規模な信用供与には常に異議を申し立てて來た。というのも、それらは、中央政府ないし中国の地方権力者により容易に政治目的——例えば軍備拡張や学生の間での反日宣傳等——のために悪用されるからである。」これに対しエールトマンスドルフは「クライインの協定の詳細は私も知らない」と述べたが、もちろん井上は満足せず、「近いうちにクライイン事業に關する當局の公式の情報が得られるよう」エールトマンスドルフに要求したのである。⁽³⁶⁾更に一週間後の六月一九日、武者小路がノイラートを訪問し、再び

の問題についてドイツ外務省の見解を求めた。これに対しノイラーートは、「この件については私も余り良くなは知らない」ことながら「ふつれにせよ、我々が中国政府に対し「1億ライヒスマルクの」クレジットの供与を予定しているところのは正しくない」との虚言も含め、のうづくらとした釈明に終始せざるを得なかつたのである。⁽⁸⁸⁾

ところで、以上のようにニールトマンスブルフが「クラインの協定の詳細は私も知らない」と述べ、ノイラーートも「この件については私も余り良くなは知らない」と述べていたが、その事自体は決して偽りではなかつた。即ち、ドイツ外務省は、独中協定の文書はともかく、国防軍及びクラインがこの協定のもとで中国で推進しようとしていた広範な軍事的・経済的諸計画について、全く知らされていなかつたのである。実際、ドイツ外務省がその詳細の一端を知られたのは、独中協定成立後三ヶ月以上も経過した七月一六日の事であつた。しかもその内容は極めて大規模かつ軍事的色彩が濃厚で、ドイツ外務省を震撼させるに十分なものだつたのである。

即ち同日、独中協定をドイツ側で準備する際に中心的役割を果たしたクラインの会社 HAPRO (Handelsgesellschaft für industrielle Produkte m. b. H.) のメンバー＝ロイブ (Prinz Reuß) が外務省を訪ね、ニールトマンスブルフ及び経済政策局・フォス (Hans Georg Voß) に対し、クライン＝ルディッシュ国防軍の対中計画に關し、次のことを説明を行なつたのである。先ず組織面では、「蔣介石將軍に直屬する組織課 (Aufbauamt)」を設立し、その下に軍事部門と經濟・技術部門を置く。この中國側の組織局に並列・対応する形で、軍事・軍拡問題を担当する「ドイツ参謀将校から成るドイツ軍事顧問団本部」〔既存の在華ドイツ軍事顧問団とは別組織〕と、經濟建設問題を担当する「經濟・技術顧問団本部」の二部門を、蔣介石・中国政府に対する「諮詢機關」として設立する。こうした組織計画を促進するため、現在ライヘナウとクラインが中国で精力を注いでいる。かかる諮詢組織に基いて、具体的な計画として、六個師団から成る「10万軍」を建設し、のちにそれを「110万軍」に拡大強化すると共に、そ

それの師団の配属地に軍需産業を育成し、各師団に必要な軍備を供給し得る態勢を整える。かかる軍需産業は、「原料生産から武器・弾薬の製造に至る迄を担当する化学・金属産業の諸工場」より構成される。

次にドイツの対中輸出に関する計画に關し外務省側から質されたロイスは次のように述べる。先ず「四〇〇〇万ライヒスマルクにわたる緊急プログラム」が、「沿岸防衛用の諸設備」のため用意されている。差し当たり四隻の高速魚雷艇（八〇トン一〇〇〇馬力、乗員一人六人、五〇センチ魚雷発射管二門）がドイツの在庫から供給され、更に八隻が建造される予定である。計画總体としては約五〇隻の同型高速艇が供給されるが、それらの高速艇は「三〇キロの範囲にわたり海岸を敵の攻撃から防衛する」ために用いられよう。更に、「多數の沿岸防衛用一五センチ砲台及び機雷封鎖設備の器材」が供給される。これにより「揚子江は敵の艦隊に対し遮断し得る。」加えて、いざれ複数の小型潜水艦の供給が予定されている。しかも、かかる近代兵器の運用のため、中国人学生にドイツで技術を学ばせ、機械技術者として養成する必要がある。

こうしてロイスが述べたように、クライイン＝ドイツ国防軍が独中協定により構想したプランは、陸軍面でも、海軍面でも、国防経済面でも、更に教育面でも、極めて軍事的色彩の強いものであった。

さてこのようにドイツ外務省がクライイン＝ドイツ国防軍の対中計画を知り動搖を深める中で、更に外務省を当惑させる事態が生起する始末となつた。即ち、独中協定に關する前述のエールトマンスドルフ及びノイラーートの弁明に全く満足しなかつた武者小路が、日本外務省に經過を報告し、訓令を得たのち、約一か月後の七月一七日——即ち右のロイス＝エールトマンスドルフ＝フォス会談の翌日——、ドイツ外務省・ディーアホーフを訪問し、「友好的だが、しかし深刻かつ明示的な態度で」独中協定に關しドイツ側の態度を質す事となつたのである。武者小路は先ず、独中協定を巡る中国側の反応につき、次のように苦言を呈する。「南京の明白な主張によれば、クライイン協定は顯著な政治的性格を有しており、又、その協定の中で約束されたドイツからの供給物資は——わずかどころ

か——大部分があらゆる種類の武器から構成されており、従つて、結果として、日独の友好関係は著しく害されている。」武者小路によれば、このような中国側の強い主張により、「日本の世論は深刻に動搖せしめられていて」、従つて、「もしドイツ側から、クライン協定の眞の意味について——更に、出来ればその内容について——可及的速度やかに説明が与えられなければ、「日本の」世論の中で日独関係が脅かされるであろう」とされるのである。これに対しディーアホーフは、今迄の外務省の見解に付け加える事はないしながらも、「クライン協定は些かも日本に対する嫌を含んでいない」と述べ得るに過ぎなかつた。更に彼が日独協定交渉その他の理由を示唆しつゝ、「ドイツ政府は日本との友好関係に価値を置いている」と述べても、その主張は武者小路を「満足させる事が出来ない」始末であつた。こうした武者小路の態度に対し、ディーアホーフは、覚え書の最後に、次のように記していだのである。「〔武者小路〕大使が日本政府の訓令による抗議を実行に移す際に示した深刻さと重みには瞠目すべきものがあつた。」⁽⁴⁾こうして、日独関係は、独中協定問題の処理如何では、日独協定交渉の進展をも脅かす程の緊張を孕むに至つたのである。

以上のごとき事態の展開は、ドイツ外務省の内部に、対日政策に関する一定の変化をもたらす事となつた。即ち、七月一六日のロイスによるクライン＝国防軍の広範な対中軍事・経済計画に関する報告、一七日の武者小路による独中協定に関する抗議を受け、翌一八日、外務省経済政策局・フォスが、ドイツ極東政策についての一通の覚え書を作成しているのである。それは、武者小路の「より深刻なトーン」での抗議と「[日独]」両者にとって等しく不愉快な会談、ドイツによる中国の近代的「一〇万軍」及び軍需産業の建設と海軍援助、それによる「中国の自意識の向上」、いわゆる「天羽声明」（一九三四年四月一七日）等について言及したのち、独中協定と日独関係につき次のように述べる。「もしハプロ協定〔独中協定〕が現実に執行され、中国の軍事的強化がもたらされるならば、事態は日本にとり非常に悪いものとなるう。」「もし他国がドイツの例にならない、日本を顧慮する事なく中国に

軍事・産業面での武装化をもたらすならぬ、日本の中国政策はどう向かうであらうか?」 フォスによれば、「もし我々が日本に対抗する中國政策に固執する場合」、日本は「(1)の手段を取り得る」とある。第一は、場合によつては軍事的措置を用いても、中国にドイツ軍事顧問団の引き揚げを要求する事であり、第二は、ドイツに対し、日本と和解の可能性—従つて極東ソ連軍のヨーロッパへの配置転換の可能性—を示唆して圧力を加える事である。以上のことから考察からフォスは次のように結論を下す。「ふすれにせよ〔ドイツによる〕中国軍備拡張政策は、それが長期化すれば日本にとってよきよ耐え難くなる。我々は中国で日本に対抗する政策を推進し得る可能性を有しない。」「ハドロ協定は日本の利益を非常に深刻に侵害するので、日本が我々に一者択一を迫る時期がいすれ到来しえば。そうなれば、我々は後退する以外方法はなからう。現在なお時間的余地があり、ドイツ側との好意的態度が日本により率直に評価され得る限りは、日本との了解に成功する事が望ましいであらう。⁽⁴⁾

以上のようないくつかの外交上の考慮を無視したクライン=ドイツ国防軍のやみくもな中国軍備拡張政策は、その反動として、——駐日大使ディルクセンに加え——外務省中枢に有力な「対日宥和」論=積極的日独了解論を生み出すに至ったのである。しかし、ドイツ外務省は、日独協定論への外交政策上の歴止めを、内部的に、徐々に失ふ事となつた。

- (1) Dirksen an Bülow vom 23. März 1936, in: ADAP, C-V, Dok. Nr. 197, S. 252-254, hier S. 253.
- (2) Dirksen an Erdmannsdorff vom 1. Januar 1936, in: ADAP, C-IV, Dok. Nr. 479, S. 930-938.
- (3) 本編(1)『協議概要』前略 | <1頁> 参照。
- (4) Randvermerke Neuraths u. Dieckholts vom 5. Februar 1936, in: ADAP, C-IV, S. 932, Anm. 6.
- (5) Dirksen an Bülow vom 23. März 1936, hier S. 254.
- (6) Aktennotiz über die Besprechung bei Gestapa am 13. Januar 1936, in: PAdAA, Geheimakten „Spionage-Abwehr Allgemein“ 8/3, Bl. 221-225.

- (一) Aufzeichnung Adolf von Büttows (Abteilung II F) vom 6. Februar über die Besprechung mit Canaris, in: PAdA, „Spionage-Abwehr Allgemein“ 8/3, Bl. 228 u. Rückseite.

(二) Denkschrift Canaris „Richtlinien für die Arbeit 1936 im geh. Melddienst der drei Wehrmachtteile“, in: PAdA, Geheimakten Abt. II F, „Militärische Nachrichten-geheim“, Bd. 3 (E. 399953-956).

(三) Dirksen an das Reichskriegsministerium vom 26. Oktober 1936, in: PAdA, „Marine- und Militärrattaché Tokio vom 1933 bis 1936“ (E. 414056).

(四) 大隈「日英協同・回應七點綱」1111回^o

(五) Bericht des Militärrattachés Smith vom 30. Januar 1936, in: *FRUS*, 1936, Vol. IV, S. 31-32.

(六) 長崎(1)『艦載機』福井1月11回^o

(七) Bericht des Militärrattachés Smith vom 30. Januar 1936.

(八) Aufzeichnung Erdmannsdorffs vom 24. Januar 1936, in: *ADAP*, C-IV, Dok. Nr. 517, S. 1011-1012. ュセの態度がいの態度がいの覺え書かひせば留ひかやせばど。又、外務省は複雑な事情をもじる。ハニカム=國益の安危運動に燃え激へ反対したが、その事情よりよせられれば繪象で、別稿と譲らん。

(九) Hans Meier-Welcker, *Seecrit*, Frankfurt/M. 1969, S. 692. 以上の諜報論の説明は取らかやせばど。

(十) Thomas an die Oberkommandos der drei Wehrmachtteile vom 28. Februar 1936, in: BA-MA, RM 11/2/v. Case 3/2/48899, Bl. 340-341.

(十一) Aufzeichnung Voß (AA) vom 4. März 1936, in: PAdA, „Projekt Klein“ (H. 096369-372, hier 372).

(十二) 長崎(1)『艦載機』福井1月11回^o

(十三) Kreditzusatzvertrag zu dem zwischen der chinesischen Regierung und Hans Klein abgeschlossenen Warenaustausch-Vertrag vom 23. August 1934, in: *ADAP*, C-V, Dok. Nr. 270, S. 332-333.

(十四) Aufzeichnung Bülow vom 4. Mai 1936, in: *ADAP*, C-V, Dok. Nr. 306, S. 466-467. 案件、マニラの陸軍家
トニヤクダ、ソウルーの皮肉な東京駐在武官ホーリー博士との長崎(1)の長崎の上級の分野
の艦載機などは誰かの問題。Vgl. John P. Fox, *Germany and the Far Eastern Crisis 1931-1938*, London 1982, S. 194.

(21) Aufzeichnung Bülow's vom 4. Mai 1936.

(22) Oberkommando der Marine an die Abteilungen der Marineleitung vom 15. Mai 1936, in: BA-MA, RM 11/2/v. Case 3/2/48899, Bl. 390.

(23) Blomberg an Falkenhausen vom 6. Mai 1936, in: PADAA, „Projekt Klein“ (H 096424).

(24) Bericht des Wehrwirtschaftsstabes vom 15. Mai 1936, „Die wehrwirtschaftliche Lage Japans“, in: BA-MA, RW 5/v. 315, „Akte Stein.“

(25) Bericht des Oberkommandos der Luftwaffe vom 12. Mai 1936, „Japan: Stand Ende 1935“, und vom 18. Mai 1936, „In Ergänzung des Berichtes vom 12.5.1936, Japan: Stand Ende 1935“, in: BA-MA, RW 5/v. 315,

„Akte Stein.“

(26) Bericht des Oberkommandos der Kriegsmarine vom 19. Mai 1936, „Japan als Machtfaktor im Fernen Osten“, in: BA-MA, RW 5/v. 315, „Akte Stein“, hier S. 8 u. S. 12.

(27) Bericht des Generalstabes des Heeres vom 16. Mai 1936, „Japan als Machtfaktor im Fernen Osten“, in: BA-MA, RW 5/v. 315, „Akte Stein“, hier S. 15.

(28) Bericht der Abteilung Ausland vom 25. Mai 1936, in: BA-MA, RW 5/v. 315, „Akte Stein.“

(29) Niederschrift des Ministerrates am 27. Mai 1936 (Nürnberger Dokument 1301-PS), in: TMWV, XXVII, S. 144-148, hier S. 147 u. S. 148.

(30) Dirksen an Bülow vom 23. März 1936, in: ADAP, C-V, Dok. Nr. 197, S. 252-254, hier S. 254.

(31) Aufzeichnung Dirksens vom 19. Mai 1936, in: ADAP, C-V, Dok. Nr. 338, S. 524-526.

(32) Aufzeichnung Dirksens vom 25. Mai 1936, in: ADAP, C-V, Dok. Nr. 346, S. 538-539.

(33) Handschriftlicher Vermerk Dieckhoffs vom 26. Mai 1936, in: ADAP, C-V, S. 539, Ann. 5.

(34) Trautmann an Dieckhoff vom 10. Juni 1936, in: ADAP, C-V, Dok. Nr. 363, S. 562-566, hier S. 564-565.

(35) Aufzeichnung des Staatssekretärs und Chefs der Präsidialkanzlei Meissner vom 9. Juni 1936, in: ADAP, C-V, Dok. Nr. 362, S. 561-562.

(36) 三井株式会社の日本軍事機密資料の取扱いに関する通達書類 - 2024 年 6 月 1 日 - 6 頁目 6 頁目 = 3/2

- トロッカは先ず五月一五日から一七日にかけ、ボールンホーフの友人トマス・ジョーンズ (Thomas Jones) 駐士をヘンリイに招待し、首脳会談案をボールドウインに伝えるより要請した。これを聞いたボールドウインは、五月二〇日、外相イーリンに「我々はもうヒューブに接近しなければならぬ」と述べ、この会談実現への一定の関心を示した。六月二日、リチャード・トロッカとジーンズは会談実現のための技術的問題について協議している。前述の「やうどイギリスからの帰國したリチャード・トロッカ氏の報告」は、以上の展開を踏まえたものと思われる。しかし六月一六日、イーリンの反対によりこの首脳会談案は拒否される事となる。ルーハルト・ヒットラー側提案に、イーリンは、「ドイツの外交政策の目的は我々をヒューブから引き離す」など、「彼〔ヒットラー〕は争点をばかず機会を尋ねる事が最も重要である」への敵し立場を維持しようとしたのである。Vgl. DBFP, 2-16, S. 440, Ann. 1; Axel Kuhn, *Hitlers außenpolitisches Programm. Entstehung und Entwicklung 1919-1939*, Stuttgart 1970, S. 191-194. リチャード・トロッカは、ヒットラーのよき意見がイギリス政府内部に存在する事を知らなかつたが、彼は無視して、自己の構想に有利な偏った情勢判断をヒットラーに注入してしまふ。このようだ傾向は、飛ひ、当時両国が進行中やういた対日接近論における存在へとこだわる。
- (37) Aufzeichnung Erdmannsdorffs vom 12. Juni 1936, in: PAdAA, „Projekt Klein“ (147896-897).
 - (38) Aufzeichnung Neuraths vom 19. Juni 1936, in: ADAP, C-V, Dok. Nr. 386, S. 605-606.
 - (39) Aufzeichnung Voß vom 17. Juli 1936, in: PAdAA, „Projekt Klein“ (147932-934).
 - (40) Aufzeichnung Dieckhoffs vom 17. Juli 1936, in: PAdAA, „Projekt Klein“ (147925-926).
 - (41) Aufzeichnung Voß vom 18. Juli 1936, in: ADAP, C-V, Dok. Nr. 461, S. 732-734.

第四編 活性化

一九三六年七月、日独防共協定及び付属議定書の案文がドイツ側より日本側に提示された。この案文自体は残されていないようであるが、七月一四日に日本外務省と陸軍の間で合意に達した対獨方針「日獨間に於ける政治的協定締結問題」からの判断であれば、それは概ね以下のよう結構と内容であったと思われる。先づ「アンチ・ロシシテ

ルン」協定は、「共産主義的破壊工作に関する情報及び対策に関する意見の交換」のほか、——日本側から見れば「万一外部に洩れたる場合、徒らにソ連を刺激し、また諸国の悪宣伝の具に供せられ、其の結果我が方が政治的及び経済的に大なる不利益を蒙ることを予期せざるべからざる」若干の事項から成っていた。又、付属議定書の第一条は、日独両国的一方がソ連の「脅威または攻撃の対象となる場合」、「日独両国ともソ連に対し其の地位を有利ならしむるが如き何等の措置を講ぜず」という趣旨であり、第二条は、日独協定ど、独ソ間及び日ソ間の法的関係に関し、「一般的に規定」していた。七月一八日の原田日記によれば、ドイツ側は「アンチ・コミンテルン」協定の方に政治的力点を置きその公表を希望しているが、付属議定書については日独双方とも「絶対に発表しない」事で一致していたとされる。⁽²⁾以上のごとき「ドイツ側提案」は、既に見たように、構造的にも内容的にも、前年（一九三五年）一一月三〇日にドイツ側の日独協定推進派が作成した協定案と類似したものであったと思われる。⁽³⁾

かかる「ドイツ側提案」が、いかなる政治過程を経て再浮上し日本側に提示されたのかという問題は、依拠し得る第一次史料の極端な不足故に、残念ながら具体的に分析する事は出来ない。ただ、この間、六月九日に武者小路に対し「イギリスでも、この「ボルシェヴィズム」という」危険に対する理解が広がっている」と主張していたヒトラーが、八月下旬、いわゆる「四ヶ年計画覚え書」を起草し、「そもそもドイツとイタリア以外では、単に日本のみが「ボルシェヴィズム」という」世界的危険に対抗している国家と看做し得る⁽⁵⁾とし、ボルシェヴィズムとの関係でのイギリスの評価を下げ、反対に日本の評価を上げている事は確かである。かかるヒトラーの国際情勢認識の変化が、日独防共協定交渉の活性化にとって重要な要因であった事は間違いない。しかし、とはいゝ、前述の「ドイツ側提案」が、日独協定推進派の（前年）一二月一一日草案に見られるごとき「日独両軍間の軍事協定」を一切含んでいなかつたという事情は、軍事協定構想の表面化以来終始これに「激しい抵抗」を行なつて、いたドイツ国防軍及び外務省の動向を捨象しては考えられないであろう。⁽⁶⁾換言するならば、この時期に、前述の内容で提出された「ド

「イツ側提案」は、日独協定構想が具体的な争点となつて以来の長期にわたる外交政策過程と、従つて広い意味での「共同決定」（W・ミヒャルカ）の、結果であつた。⁽⁷⁾

この「ドイツ側提案」を受け、八月前半の約二週間、「防共協定及び予定された政治協定の締結を巡る問題」につき、リッペントロップ、武者小路、大島の間で交渉が行なわれてゐる。この交渉の詳細は明らかではないが、唯一の史料であるリッペントロップの八月一六日付「總統のための覚え書」によれば、そこで主に問題となつた点は、(1)防共協定の公表の問題、(2)両協定の前文のトーンの問題であつた。(1)の公表の問題では日本政府が公表に反対、日本軍部及びドイツ側が賛成であり、ドイツ側はあくまで公表に固執した。更に、ドイツ側は、公表の時期の選定に関しドイツに任せるよう日本側に要請した。なお、付属政治協定を不公表とする事では両者は一致していたようである。(2)の両協定の前文の問題では、それが非常に強い調子で定式化されていたため日本政府側が躊躇し、これに対しドイツ側が一定の歩み寄りの姿勢を示した。以上のような諸点を踏まえ、八月末から次の交渉が行なわれたようである。⁽⁸⁾

ところで、この間、ドイツ側の日独協定推進派の一方の柱であるカナーリスは、日独の直接交渉には関与した形跡がない。その第一の理由は、七月よりこの交渉が武者小路もまじえ正式の外交交渉のチャネルにのり、しかも法的な細部の詰めを中心に行なわれたためであろうが、他方、この頃のカナーリスが、七月に勃発したスペイン内戦を巡り、極めて多忙かつ積極的な任務をひき受けた事にも大きな原因があると思われる。その任務とは、スペイン反乱派への軍事介入が惹起する諸問題について、イタリア及びフランス派との間で協議・調整を行なう事にあつた。史料的に確認されるだけでも、例えば、早くも八月四日、カナーリスはイタリアのボルツァーノで前述のイタリア防諜局長ロアッタ⁽⁹⁾と協議を行なつたほか、八月下旬にも数日間ローマを訪問し、独伊の軍事介入の強化と両国の共同計画の促進を巡る諸問題について、ムソリーニ、チアーノ、ロアッタと会談を行なつた。又、一月初旬に

は、ドイツ空軍によるフランコ派援助の強化」「コンドル兵団」の派遣を巡るドイツ側の諸条件をフランコに直接伝えるためスペインを訪れ、更に、一二月上旬、軍事介入に関するドイツ国防軍の立場をイタリア側に伝えるため再度ローマを訪問しているのである。⁽¹⁰⁾ 加えて、スペインを巡り、カナーリスの本来の防諺活動も一挙に活性化していた。例えば、八月下旬から九月上旬にかけ、スペイン共和国政府に対するフランスの援助に関し、フランス国内がらほほ連日カナーリスに秘密報告が送付されていたのである。当時の防諺局の言葉を借りれば、「防諺局長はしばしば出張」しており、「日下のスペインのように、防諺局長は「従来迄の」枠を越えた新しい任務を帯びてゐるのであつた。⁽¹¹⁾

既に述べた約一年前（一九三五年七月一三日及び一四日）のロアッタとの会談に關しカナーリスは、イタリアとの防諺面での協力の必要性を認めながらも、イタリアの対独政策になお疑念を残し、「近い将来状況が完全に明確化し、再び活発に情報交換活動を開闢し得るよう期待」していた。⁽¹²⁾ 又、約五ヶ月前に起草した「三軍の秘密情報活動に関する一九三六年度業務基本方針」の中でカナーリスは述べて「差し当たり次の諸国での情報連絡拠点の建設ないし組織化を推進しなければならない」とし、筆頭にスペインを挙げていた。⁽¹³⁾ スペインの反乱派が「反共十字軍」の旗の下に蜂起し、独伊両国が彼らを支援して公然たる軍事介入を開始した今、カナーリスにとって「状況は完全に明確化」したのである。カナーリスは、この開けた展望のもと、日本を重要な構成要素に含む自らの反共防諺網政策を一挙に拡大・強化するため極めて精力的な活動を開闢する事となつたのである。

右のごとく日独交渉が活性化する一方で、陸軍参謀本部第三課長シユトウルプナーゲル及び後任のティッペルスキルヒは、東京駐在武官オットが休暇で約二ヶ月帰国したのを機に、対日政策に関するドイツ陸軍の基本の方針をオットに了解させていた。即ちこの時参謀本部側は、オットの日本での任務に関し、「日本の劍を可能な限り鋭く鍛えて、鞘に收めておく」ように指示したと言われる。これに対し、オットも、「大島にブレーキをかけたいと

いう希望」を伝えたようである。帰國中オットが他の政策参画者といかなる接触をもつたかは明らかではないが、いずれにせよ彼は、右のドイツ参謀本部の慎重な対日方針を確認しつゝ、一〇月末に東京に再着任する事となるのである。⁽¹⁵⁾

この間、中国では、ライヘナウが獨中協定に基くドイツ国防軍の対中計画を促進するため各方面と協議を行なつていただが、中國現地での状況を直接経験するに及び、彼はいよいよ自らの親中路線をエスカレートさせるに至つた。例えば、南京駐在ドイツ大使館参事官フィッシャー（Martin Fischer）は、一〇月一日、ライヘナウの副官の以下の「⁽¹⁶⁾」とき発言を、「彼〔ライヘナウ〕の路線上にあるもの」として、ドイツ外務省・エールトマンスドルフに伝えている。「当地〔極東〕では日本につくか中国につくかを決めなければならない。当地の我が国の公的代表者は達は中国に対し余りに懷疑的である。〔ナルケンハウゼンら〕軍事顧問達は倦む事なく任務に尽力しなければならない。もし日本との紛争が起これば、彼らが〔中国人と〕共に戦争に赴かなければならぬのは当然である。」これは、つき詰めて言えば、単なる軍事的・経済的協力関係の枠を越えて、極めて軍事同盟的な色彩を帯びた獨中関係を構想するものに他ならなかつた。この発言を聞いたフィッシャーは驚き、次のようなコメントにその当惑を表現していたのである。「私は聞くがままにこれを述べる（Relata referto）。」⁽¹⁷⁾

實際、このライヘナウらの路線は、日本を政治的に刺激し、日中に対するドイツの政策的バランスを失するというレヴェルにとどまらず、場合によつては英米をも含めた当時の極東国際システムにも重大な影響を与えるかねない程の極東コミットメントを求めるものに他ならず、ドイツの他の政策参画者の当惑と反発を惹起するのは必至であった。例えば、ライヘナウは九月末に帰國の途につくが、彼から中国に関する報告を聞いたヒトラーは、「後年次のようすに語つたと言われる。「ライヘナウ将軍が帰國した。総統は立腹し、『將軍達は政治を何も理解していない』と罵つた。ライヘナウは、彼〔ヒトラー〕の対日構想すべてを台無しにしようとしている。（ライヘナウは、皆と同

じように、『中国病にかかるて』帰国した。……陸軍は彼「ヒトラー」にとり国家の中で最も不安定な要素であり、外務省や司法部よりもなお悪い。⁽¹⁷⁾

この頃、日独防共協定交渉は妥結し、一〇月二三日に仮調印が行なわれて、あとは日本に於ける枢密院での審議を待つのみとなつた。しかし右のごときドイツ国防軍の対中活動は様々なルートで日本側に伝わり、再び日独関係を緊張させていた。例えば一〇月三〇日に武者小路は外務省・ディーアホーフを訪問し、「日下東京で枢密院に提出されている協定」について語り、「この協定が「枢密院により」受け入れられる事を望む」と述べていたが、独中関係に言及し、次のように主張した。「ここ数日、日本の報道の中で独中両国政府の間での密接な協力に関する報告が再び数多く登場している。私はここに一定の危険を感じていて。」それらの報道によれば、「中国政府に対するクライン・グループの約束により、揚子江の防備施設が建設され、萍鄉（湖南）に軍需工場が設立される」事になると言う。かかる事態に危機感を持った武者小路は次のように主張する。「」のよきな報告は、「日独防共」協定を容易に危機に晒すか、或は少なくとも枢密院での審議に際し政府の立場を困難にする。」これに対しディーアホーフは「その件については何も知らない」と述べたが、武者小路は全く満足せず、ドイツ政府が明確な説明を与えるよう「非常に強く固執」し、この問題に關する日本政府の強い不快感を示したのである。⁽¹⁸⁾

かかる日本側の強硬な態度に直面し、既に日独協定締結を不可避と考えるに至つていたドイツ外務省は、国防省と連絡を取り、善後策を検討する事となつた。即ち、四日後の一一月四日、外務省政務局長ヴァイツゼッカー（Ernst von Weizsäcker）及びエールトマンスドルフは、国防省国防經濟局長トーマスと会談し、国防省側の再考を求める事となつた。この席でトーマスは、国防省側の措置に關し、次のように報告したのである。「中國に於けるドイツの活動につきライヘナウ將軍により作成されたプログラムは、国防相「ブロンベルク」の異議に基き、独日関係を考慮して、本質的に修正された。それは、ドイツにより中国向けに保証すべき人的及び物的支援の両面に及ぶもの

である。」トーマスによれば、この措置により、中国の政治・軍事組織の再編と、軍事面及び経済・技術面での顧問団派遣を中心とする「ライヘナウ將軍及びクライン氏の構想」は、ドイツ国防省により放棄されたのである。更に、外務省側が、「どりわけ日本側を不快にする」揚子江河口防衛のための要塞設備及び高速魚雷艇を中心としたドイツ軍需品供給計画に言及し、「現在進行中の……独日交渉を考慮して延期されなければならない」と主張したが、トーマスもこれに「完全な理解」を示した。⁽¹⁹⁾

以上のごとき展開を踏まえ外務省・ディーアクホーフは、一月一〇日、武者小路の来省を求め、日本側の懐柔を試みる事となつた。この席でディーアクホーフは武者小路に一通の覚え書を手交したが、それによれば、ドイツによる揚子江の防衛施設建設や軍需工場の設立に関する日本側の主張は「根拠がない」ものとされ、更に次のように述べられていた。「我が国は、軍需産業の操業のため、我が国の需要の充足に必要な分量を越えた軍需品を、多くの他国に輸出して來た。我が国は、〔中国へも〕この分量を越えるドイツ軍需品の供給を行なう事はない。この点で日本政府は全く安心されてよい。」⁽²⁰⁾

こうして、ライヘナウらにより「台無し」にされようとしていたヒトラーの「対日構想」は、一月、ドイツ外務省の介入と、ブロンベルク、トーマスら国防省の大軒轅轍により、一応保持されることとなつたのである。

以上のごとき経過ののち、一月二十五日、日独防共協定が調印されるに至つた。その内容と先の「ドイツ側提案」の異同の詳細は先行研究に譲るが、簡単に述べれば、前文の強い調子が幾分緩和され、公開の付属議定書が新たに設けられ、秘密付属協定案第一条「脅威または攻撃の対象となれる場合」という内容に「挑発に因らざる」という制限を付し、更に独ソ・日ソ関係と防共協定との法的関係につき複雑な規定・留保を行なつた等の他は、コミンテルンの活動に関する相互通報及び防衛措置の協議を規定した防共協定と、ソ連の攻撃又は脅威の対象となつた場合「他の締約国は『ソビエト』社会主義共和国連邦の地位に付き負担を軽からしめるが如き効果を生ずる一切の措置

を講ぜざることを約す」秘密付属協定の内容上の基本的性格は、「ドイツ側提案」の枠を大幅に越えることはなかつたと言えよう。ここでも、日独防共協定には日独両軍間の具体的な軍事協定を付さないとするドイツ側の立場——より正確には、ドイツ国防軍の立場——が維持されたのである。

翌二六日、日独防共協定締結を祝してヒトラー主催の晩餐会が催された。ドイツ側からは、ヒトラーの他、ゲーリング、ノイラー、ヘス、リッペントロップ、ラウマー、外務省首脳（ディーアホーフ、ヴァイツゼッカー、エールトマンスドルフ）らが出席したが、ここで注目すべきは、先ず第一に、これらの出席者の中に国防省防諜局長カナーリスの姿が見られたという点である。このような会合にカナーリスが出席するのは極めて異例である。かかる事態の中にも、日独防共協定にかけたカナーリスの熱意及び外交政策過程での政治的立場が暗示されていたと言えよう。注目すべき第二点は、カナーリス以外にはドイツ国防軍の関係者が一人として出席していなかつたという事実である。ドイツ国防軍は、おそらく中国側の反応をも意識しつつ、このような形で日独防共協定への不快感を表明していたと言えよう。⁽²²⁾

翌一九三七年二月末、当時一時帰国していた大島が駐日武官オットを訪問し、リッペントロップ、カナーリス、ラウマー、オット、ハックへの勲章を手渡した。⁽²³⁾ ディルクセンを含め、彼らに対する「叙勲裁可書」は、日本側が、ドイツの外交政策過程に於ける彼らの役割をいかに評価していたかを知る上で興味深いものがある。以下全文を掲げる。⁽²⁴⁾

右者今回の日独協定に關し、在本邦獨国特命全權大使として終始よく彼我意志の疎通に當り、誠意を披瀝してその妥結に尽瘁し、本協定が幾多機微なる問題に逢著したるに拘わらず、遂に円満なる成立を見るに至りたるもの同人の努力に負う所鮮少ならず、その功績顯著なり。

在英獨国特命全權大使

フォン、リッペントロップ

勲一等旭日大綬章

右者現に在英獨国特命全權大使なるが、從来より全權大使として「ヒットラー」總統の外交顧問の重職に在り、「ベルリン」に於ては特に同大使の為設けられたる相當規模の公館を有し、獨国外交方針決定に関する重要な役割を占むるものなるところ、今回の協定締結に關しては、同人は多大の好意を以つて在独我が大使と交渉の局にあたり、幾多の難問題を解決して円満なる成立に至らしめ、又獨国政府代表者として本協定に署名調印したるものにして、その功績顯著なり。

獨国國防省政治部防諜課長

海軍少將 カナリス

勲二等瑞宝章

右者肩書の地位に在りて對「ソヴィエト」国防關係の調査に当たり、今回の協定に關しては「リッペントロップ」大使を側面より援助して協定締結の要務を處理し、終始交渉の進捗を容易ならしむるに尽瘁し、以つて本協定の成立上に貢献したる功績顯著なり。

獨國「リッベントロップ」大使公館東方部長

フォン、ラウマー

勲二等瑞寶章

右者肩書の地位に在るのみならず、「リッベントロップ」大使不在中はその職務を代行するの権限を有し、大公使の中間にも匹敵すべきものなるところ、今回の協定締結に關しては「リッベントロップ」大使を輔佐して彼我交渉の円滑を図り、終始その促進に努め、本協定の成立を見るに至らしめたるに多大の尽力をなし、その功績顯著なり。

勲三等瑞寶章

右者肩書の地位に在りて、常に在本邦獨國大使「ディルクゼン」を輔けて今回の協定締結に關する各般の緊要なる調査に鞅掌し、殊に昭和十一年九月より十一月に至る間は重要な使命を帯びて一旦帰国し、同国内首腦部の帝国に対する正當なる認識を得しむるに努め、相互連絡上の重責を完うし、以つて本協定の成立を見るに至らしめたるに少なからず力を効したるものにして、その功績顯著なり。

在本邦獨國大使館付陸空軍武官

陸軍大佐 オット

日獨協会理事（社会上の地位大、中佐相当）

獨国人 ハック

勲四等旭日小綬章

右者日独協会理事として從来より我が國に対し多大の好意を有し、在独我が大使館に對しては常に各般の便宜を供与せるが、今回の協定に關しては「カナーリス」少將と協力し、「リッベントロップ」大使を側面より援助して、終始協定関係交渉の促進を容易ならしむることに尽瘁し、以つて本協定の成立上に貢献したる功績顯著なり。

この六名の受勲者は、以上迄の分析を踏まえて次の三つのグループに分ける事が出来よう。(1)リッベントロップ事務所グループ——リッベントロップ、ラウマー、(ハック)。(2)防諜局関係者——カナーリス、(ハック)。(3)東京駐在大使館グループ——ディルクセン、オット。以上のうち、東京駐在大使館グループに關しては、ベルリンの交渉には部分的に參加し得たに過ぎず、従つて、彼らに対する評価には若干の混乱が見られる。例えばこの叙勲裁可書は、日独協定に對するオットの消極性を見落している。しかし、明らかに大島の意見を踏まえているリッベントロップ・グループ及び防諜局グループへの評価は、ドイツの外交政策過程に於ける彼らの役割をほぼ正確に反映していると言えよう。ここではリッベントロップ及びカナーリスの對外的地位に比例して勲位に差が設けられ、又、外交交渉の性質上外交官たるリッベントロップの活動をカナーリスが「側面より援助」したと評価されているとはい、ドイツ側での日独協定推進派がリッベントロップとカナーリスという二つの柱より構成されていたという事實が確認されていたのである。⁽²⁵⁾

(1) 「日独間ににおける政治的協定問題」、大畑「日独防共協定・同強化問題」二四一—二六頁に収録。

(2) 原田熊雄述『西園寺公と政局』第五卷、岩波書店、一九五一年、一一四一一一五頁。

(3) 本稿(一)、『成城法学』前号一七七一—七八頁。

(4) 本稿一八頁。

(5) 本稿(一)、『成城法学』前号一四七頁。

(6) テオ・ゾンマーは、ラウマーの戰後の覚え書に基き、一九三六年七月二二日に行なわれたとされる「ヒトラー・大島

命談^⑨を極めて重視してゐる。(ハ)ハマー『ナチス・ドイツと軍國日本』四四一四五頁^⑩)。それによれば、ハの書ヒューラーは、大島に対し、「ハ連を元の歴史的部分に解体^{ハシメテ}しおらば以外に、ハの危険に対処する道はない」と語つたといわれる。そして、「ハヒューラー発言」が田村のナチズム外交像の有力な構成要素として重視してある。これに対しクレーテバは、「(ト)七月二二日ヒューラーは疑わしく(ハ)ハーネス自身は七月一〇日説をとつてゐる)、(ハ)その他にもヒューラーの覚え書は多くの矛盾と事実誤認を含む、(ハ)ハーネスヒューラーが既だこの時点に実際はハ連の軍事的破壊を主張していたのだと思つたが、おもしろ彼はヒューラーは大島の要求する具体的な軍事協定いや好都合やあらへ、等の理由から批判を行つてゐる。Gerhard Krebs, *Japans Deutschlandpolitik 1935—1941*, Bd. II, S. 33, Ann. 212. 本稿の筆者も、ハの(ト)と(ハ)の理由からヒューラーの批判に賛成である。(筆者の「ハハマー文獻」批判はハシメテ) 本稿(一)、『成城法學』前号一八六頁、註(39)参照)だが、ヒューラー=大島命談^⑪の有無、回数、田村等に関するでは依拠し得る史料の不足か(ハ)確信した。

(6) Wolfgang Michalka, „Die nationalsozialistische Außenpolitik im Zeichen eines ‚Konzeptionen-Pluralismus‘—Fragestellung und Forschungsaufgaben“, in: Manfred Funke (Hrsg.), *Hitler, Deutschland und die Mächte*, Düsseldorf 1978, S. 46—62, hier S. 60.

(7) Ribbentrops „Notiz für Führer“ vom 16. August 1936, in: ADAP, C-V, Dok. Nr. 509, S. 836. □長側の立場
及(ハ)ヒューラーは大連「防共諒定・互恵性問題」参照。

(8) 本稿(1)、『成城法學』前号一五六頁。

(9) 参照：田島信雄『ハマツ外交政策とハマツ内戦』一九三〇年——『ナチズム多頭制』の規制か^{ハシメテ}——(1)、『ハマツ政論集』第三卷第一号、1101頁、1102頁、1111頁—1111八頁、及(ハ)ヒューラー同誌第三卷第一号、1111頁^⑫。

(10) Vgl. Hans-Henning Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena. Die deutsch-spanischen Beziehungen im Spannungsfeld der europäischen Interessenpolitik vom Ausbruch des Bürgerkrieges bis zum Ausbruch des Weltkrieges 1936—1939*, Paderborn 1973, S. 347—348, Ann. 10.

(11) Aufzeichnung Bamlers (Abteilung Abwehr) über die Organisation der Abwehrabteilung vom August 1937,

in: BA-MA, RW 5/v. 207, Bl. 115-118, hier Bl. 115 u. Bl. 117.

(S) Bericht Canaris vom 17. Juli 1935 über die Besprechung mit Roatta, in: BA-MA, RH 1/v. 78, Bl. 318-324, hier Bl. 320.

(13) Deckschrift Canaris „Richtlinien für die Arbeit 1936 im geh. Melddienst der drei Wehrmachtteile“, in: PAdA, Geheimakten Abt. II F, „Militärische Nachrichten-geheim“, Bd. 3 (E 399953-956, hier 954).

(14) Ott an Tippelskirch vom 7. November 1936; Tippelskirch an Ott vom 24. Dezember 1936; Ott an Tippelskirch vom 1. März 1937, in: BA-MA, RH 2/v. 2939, Bl. 2-3; 7-9; 20-27.

(15) Fischer an Erdmannsdorff vom 1. Oktober 1936, in: PAdA, „Projekt Klein“ (148031-037, hier 033).

(16) Aufzeichnung Gerhard Engels (Heeresadjutant bei Hitler) vom 16. Oktober 1938, in: ders., *Heeresadjutant bei Hitler 1938-1943. Aufzeichnungen des Majors Engel*, hrsg. und kommentiert von Hildegard von Kotze, Stuttgart 1974, S. 40-41.

(17) Aufzeichnung Dieckhoffs vom 30. Oktober 1936, in: ADAP, C-V, Dok. Nr. 637, S. 1078-1079.

(18) Aufzeichnung Erdmannsdorffs vom 4. November 1936, in: ADAP, C-VI, Dok. Nr. 7, S. 19-20.

(19) Aufzeichnung Dieckhoffs vom 10. November 1936, in: ADAP, C-VI, S. 20, Ann. 6.

(20) 大原「日獨防共協定・圓滿的確圖」1111-1111

(21) *Völkischer Beobachter* (Berliner Auflage) vom 27. November 1936, „Abendempfang beim Führer“.

(22) Ott an Tippelskirch vom 1. März 1937, in: BA-MA, RH 2/v. 2939, Bl. 28-30.

(23) 「総裁可書」昭和11年総裁 外国人——總裁、「總國特命全權大使『トキハ』、トキハルクヤハ」外五名」「圓滿的確圖館」11月11日、總裁Ott「たる西用は際」總裁、「かならぬを説く、何説者を補へだ。

(24) たゞ、以上の六名に連れ、1935年1月、ハイターを始め、トキハルク、ケーリング、フリッショ、ルーカー、ミック、カイナル、ホーベルスキンル、エーベルト、ヒーストロム等の國名は総裁が行なわれて、これが、いわば全く儀礼的な見地から行なわれたものであつ、総裁可書の内容も取つて付けたようなものである。例えが国防軍トロハグルクは「陸・海・空軍を統率する総帥」として本協定の交渉及び締結に際し終始熱心その促進に努め、ついで丘連たる敵対に貢献したるのやある。この體裁を承認した時のトキハルクの苦笑が察せら

れる。(「叙勲裁可書」、昭和二年叙勲 外国人——卷九、「獨国外務大臣男爵『フォン・ノイラート』他三三名」、国立公文書館、二A一八、勲八〇四。)

おわりに

以上本稿では、日独防共協定成立を巡るドイツ側の政治過程に關し、主としてヒトラー、外務省、国防軍、リッペントロップ、國防省防諜局長カナーリスという主要アクターに着目し、その五者を中心として構成される政策決定環境の中で日独協定というインシューがいかなる位置づけを与えられ、又いかに変遷してきたかという問題を、やや細部にまで立ち入りながら分析してきた。そこでの本稿の主張や事実の確定は多岐にわたるが、いま「第三帝国」の政府内政治に於ける対立と連合という視点からあえて要約を試みれば、以下のようになる。

一九三五年夏の大島の日独協定提案により日独協定交渉が始動するが、この大島提案は、かねてより何らかの形での日独提携を構想していたリッペントロップの支持を得ると共に、他方で、極東國際關係に関するドイツ国防軍内部での潜在的不一致を顕在化させ、国防軍主流派＝親中派と異端的親日派＝カナーリスとの政策的対立を惹起せしめた。リッペントロップとカナーリスは以後政府内政治連合を形成して共同で日独協定実現を目指す活動を展開する事となる。他方ドイツ外務省はかねてより極東不介入の姿勢を維持していたため、この段階では国防軍主流派による日独協定反対論と政策的利害が一致し、両者は共同してリッペントロップとカナーリスの親日政策に「激しい抵抗」を行なうに至る。即ち、ここで、日独協定に関し、リッペントロップ－カナーリス連合と国防軍主流派－外務省連合の対立という政府内政治状況が生まれたのである。一方、ヒトラーは既に「権力掌握」以前より潜在的にイデオロギー的親日イメージを懷いていたため、一九三五年一月、リッペントロップ－カナーリス連合はヒトラーの支持の調達に成功する。このヒトラーの支持を背景に彼ら日独協定推進派が構想した協定内容は、「日独両

軍間の軍事協定」案に示されるように、極めて軍事的色彩の濃いものであり、又、「コミニンテルンの破壊活動に関する情報交換」を謳った「一般協定」の内容も、防諜局長カナーリスの組織的・官僚制的利害に合致するものであった。こうして日独協定は実現に一歩近づいたかに見えたが、しかし一九三五年末のヨーロッパ及び極東に於ける国際政治情勢の急展開は日独協定反対派に有利に作用し、外相ノイラートはイギリス外交政策の動向を論拠にヒトラーの「確固とした決断」の抑制に成功した。この段階でリッペントロップーカナーリス連合と国防軍—外務省連合の力関係は後者に有利に逆転し、イデオロギー条項はともかく、「日独軍事協定」実現の可能性は全く遠のくに至る。日独防共協定の基本的性格はここに初源的に形成される。

以後日独協定交渉は「沈潜期」に入るが、軍事協定イシューの残存は、當時独中協定実現に全力を傾注していた国防軍主流派内部での動搖を持続せしめる。だが、カナーリスは、かかる国防軍主流派の動向とは別のところで自らの反共・反ソ防諜包囲網政策の体系化を目指し、その中で日本との防諜上の協力関係の強化・拡大に努力していた。他方、ドイツ外務省は、国防軍—外務省連合の優位を背景に、「リッペントロップとカナーリスの交渉はいつもでも否認し得る」との立場を維持していたが、しかしその間自らの内部に東京駐在大使ディルクセンという日独協定推進派を生み出すに至り、その対応に苦慮する始末となつた。かかる中でドイツ国防軍は反日姿勢を理論的にも実践的にも強化し、親中路線を突出させて一九三六年四月に独中協定を成立せしめるが、しかしこの独中協定はドイツ外務省が維持していた極東不介入政策そのものと著しく抵触するものであり、かつては日独協定反対で一致していた国防軍—外務省連合の内部に深刻な対立を惹起してしまつたのである。

一九三六年夏、国際政治に於けるイギリスの立場への評価を下げていたヒトラーが日独協定推進派を支持し、対日交渉が再活性化するが、ドイツ側から日本側に提示された協定案は、前年の日独協定推進派による「日獨両軍間の軍事協定」案に見られるごとき積極的軍事同盟色を欠いており、基本的にはかつて国防軍—外務省連合が積極的

に展開した日独（軍事）協定反対活動の成果が維持されていたと言える。しかし、右の「ドイツ側提案」提出の時期は、当の国防軍—外務省連合の崩壊の時期に重なっていた。即ち、この頃、ドイツ国防軍が独中協定をもとに推進していた極めて広範な中国軍備拡張計画の詳細が外務省に明らかにされたため、かねてより日本からの独中協定批判に晒されていた外務省は憂慮と動搖を深め、その中枢に積極的日本了解論を生み出し、總体としても日独協定やむなしとする姿勢になし崩し的に移行していく。一方、この頃、カナーリスは、スペイン内戦勃発を機に、日本との防諜上の密接な協力関係を重要な構成要素に含む自らの反共・反ソ防諜網政策を一挙に活性化させていた。こうして、極東政策を巡るドイツの政府内政治環境は、親中派＝ドイツ国防軍と親日派＝リップベントロップ＝カナーリス連合という主要な対抗に加え、外務省が前者＝日独協定反対派から脱落して後者＝日独協定推進論を——リップントロップへの感情的・組織的反発を残しながらも——容認・支持するという構図に転化する。

しかし一方、ライヘナウの訪中は、国防軍親中派内部に、ライヘナウら先鋭的反日派と、プロンベルク、トーマスら一定の政策的理性を維持する隠健派との政策的ニーアンスの相違を浮上させた。即ち、ライヘナウは中国滯在中に自らの親中姿勢を一段とエスカレートさせると共に、明白に日本を仮想敵国とする軍事的諸計画を推進し、極めて軍事同盟に近い独中関係を構想するに至ったのである。このライヘナウの構想は、実現されれば、ヒトラーの「対日構想」をまさしく「台無し」にしてしまう性格を有していたのである。この時点でヒトラーの「対日構想」を救つたのが既に日独協定容認論に移行していた外務省であった。即ち、ライヘナウの対中構想に憂慮を深めた外務省は、プロンベルク及びトーマスと交渉し、彼ら国防軍内隠健派の譲歩をひき出す事に成功する。国防軍による中國軍備拡張政策の修正は、彼らが日独協定容認論に最終的に屈服した事を示しており、ドイツ政府内に於いてこの時点で先鋭的な反日論を展開するのは孤立したライヘナウ一派のみとなつたのである。日独防共協定は、以上のことき長期の錯綜した政治過程の結果として、日独協定を容認する政府内政治環境が形成された後に、調印された

のであった。

以上のように、日独防共協定を巡るドイツ側の政治過程は、日独協定に反対する政府内政治連合が、初期に一定の成果を挙げて日独協定の基本的性格を規定しつつも、その後陣営内の内部矛盾・内部対立を徐々に拡大して結局各プレイヤーがなし崩し的に日独協定容認論に屈服・移行して行くと共に、他方、リップベントロップとカナーリスを二つの柱とする日独協定推進派が、結局必ずしも初期の後退を克服し得なかつたとはいえ、首尾一貫して共同で日独協定実現を目指した過程であった。この意味で、日独防共協定は、ドイツ側から見た場合、誤解を恐れずやや誇張して言えば、ヒトラーの最終決定を留保しつつも、基本的にはリップベントロップとカナーリスの協定であったと規定する事が出来よう。⁽¹⁾

ところで、以上のように、本稿では、筆者の菲才もあり、分析対象をヒトラー、リップベントロップ、カナーリス、外務省、国防軍に限定せざるを得なかつたが、彼ら以外の、行論に於いても若干言及された他の主要な政策参画者、例えばシャハト、ゲーリング、レーダー、ゲッベルス、ヒムラー、ローゼンベルクらの極東政策利害や政治的役割の分析は依然として未解明の課題として残つております、本稿の分析もなお単純化との誘りを免れない。しかし、とはいへ、本稿の分析結果は、ナチズム外交政策研究に際し、ヒトラー（ないし部分的にはリップベントロップ）以外の政策参画者の政策的利害や政治的役割にも分析のメスを入れる必要性を示唆しているように思われる。しかも、かかる多元的分析の必要性は、単に「ヒトラー中心主義的」ナチズム外交論への疑問を意味するのみならず、「伝統的支配層」と「擬似革命」の基本的・二元論的な対立・競合・同盟関係を前提とする——それ自体は恐らく妥当な——「ファシズム論」にも一層の方法的・理論的緻密化なし再検討を求めるものであろう。本稿が分析したように、日独防共協定を巡る政治過程は、「伝統的支配層」「擬似革命」それぞれの内部的分裂＝対抗や、「伝統的支配層」と「擬似革命」の基本的対立軸を横断する政府内政治連合の形成などによる複雑性・錯綜性を特色とし

て、したがいである。かかる連合と対抗の態様及びその変遷は、恐らく、「第三帝国」が歴史的に直面した各「シヨー」毎に全く異った様相を呈したのである。その意味で、「ナチズム多頭制 (Nationalsozialistische Polykratie)」論を主張するペーター・ヒュッテンベルガー (Peter Hüttenberger) の本のいふる所の主張は興味深し。「多頭制は、各方面から承認された統治制度に基くのではなく、むしろその時々の力関係の『自然発生性 (Wildwuchs)』に従って展開する支配の状態をやす。その際、個々の支配の垣根手達の立場と特性は、歴史の流れの様々な局面に於ける彼ら相互の諸関係の配置から定式化されるのである。⁽²⁾

(一) 以上のようないく日独防共協定成立に至る政治過程でのカナーリスの役割は無視し得ぬ重要性を有していたが、その役割が日独防共協定成立以来今日迄五〇年以上にわたりてほとんど解明されでんなかつた理由としては、恐らく以下の諸点が挙げられよう。(1)カナーリスがその本務の性質上常に日独協定の「影の推進者」として行動し、華々しい外交舞台には登場しなかつたため、彼の行動が第三者に知覚される事が極めて少なかつた。(2)カナーリスが後に国防軍内反ヒトラー抵抗運動に参加したため、いわゆる「ヒトラー暗殺計画」に際し関係文書が大量に処分されてしまった。(3)カナーリスがヒトラーへの「反逆者」「裏切者」として処刑されたため、戦後のリッゲンハウゼンの「裏切者」と自身のかつての密接な協力関係を明らかにしだくないという心理的機制、ならし日独協定という「業績」を独占したいという心理的機制が——恐らく——働いた。西戦後のナチズム外交史研究に於けるらむかの「ヒトラー中心主義的」考察方法が、結果的に研究者の視野を限定する方向に作用してしまつたため、日独防共協定研究に際しても、ヒトラー及びリッゲンハウゼン以外の政策参画者の役割を詳細に分析しようとすると研究上のペースが——無意識的にではあれ——失われてしまつた。

(a) Peter Hüttenberger, „Nationalsozialistische Polykratie“, in: *Geschichte und Gesellschaft* 2 (1976), S. 417-442, hier S. 421.